

(別紙)

指定 平成21年3月24日
告示 平成21年3月24日

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20-232	ゲッチュ	4月号 若生出版(株)	13479-04	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20-233	[月刊]メフル! マガジン ボンバー	4月号 KKベストセラーズ	08513-04	
"	20-234	パシャ! NO.40	4月号 若生出版(株)	17471-04	
"	20-235	KISSUI 「キッスイ」 Vol.065	4月号 (株)ジーオーティー	12955-04	
"	20-236	危険な愛体験 Special	4月号 パナジ出版(株)	02971-04	
"	20-237	別冊本当にあったHな話	4月号 (株)ぶんか社	18135-4	
"	20-238	漫画ローレンス 交春4月号	(株)綜合図書	18387-4	
"	20-239	COMIC プルメロ VOL.28 カルビPOWER 4月増刊号	若生出版(株)	02592-04 -05/02	

【参考】

次のものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等として、佐賀県青少年健全育成条例(以下「条例」という。)第13条第1項の規定による有害図書の告示がなくても指定された図書等と同様の取扱いがなされます。

- (1) 書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページがその総ページの3分の1以上を占めるもの【条例第13条第2項の規定】
- (2) 録画盤又は録画テープで、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面の描写の時間が連続して3分を超えるもの又はその時間が合わせて5分を超えるもの【条例第13条第3項の規定】
- (3) 日本映像倫理審査機構又はコンピューターソフトウェア倫理機構が審査し、18歳未満の者に対して販売し、又は貸出すことを禁止したもの。(15歳未満の者に対してのみ販売し、又は貸出すことを禁止したものを除く。【条例第13条第4項の規定】)

種類	題名	製作発行所等	雑誌コード等	備考
雑誌	Z I G E N E X	4月号 (株)大洋図書	05271-4	第13条第2項
"	日本全国素人ハプニングス! 特撰三十路妻4月号増刊DVD MAX おかわりっ!	(株)笠倉出版社	16782-04 -4/26	第13条第2項
"	楽しい三十路体験 vol.23	4月号 マウエイ出版(株)	06087-4	第13条第2項
"	特冊快援隊 人妻新鮮組4月増刊号	(株)竹書房	07454-4 -5/2	第13条第2項
"	E B O D Y VOL.01	ビデオ出版	01738-4 -2009-4/27	第13条第2項
DVD	ノンストップ痴漢バス ~女子校生凌辱~	(株)泰成	GON-268	第13条第3項

=コミック誌